

平成29年2月議会総務常任委員会で 八重樫善幸議員が質問

●府においてもセキュリティ専門人材の育成を!

Q 「標的型メール攻撃」による情報漏えいや、ホームページにアクセスを集中させてダウンさせる「DDoS(ディードス)攻撃」、コンピュータの情報を暗号化して読めなくし、解除する代わりに金銭を要求する「ランサムウェア」が急増。被害件数は過去最大となっている一方、本年7月から、マイナンバーが本格的に利用されることになる。サイバー攻撃による情報漏えいが起れば、国民の信頼を失墜させ、制度の根幹にかかわる事態になるが、府の現状と、防衛対策は?

A 本府へのサイバー攻撃は、侵入前の事前探索やランサムウェアなども含め、年間1000万件以上の攻撃を受けていると考えている。このため、①昨年10月から、マイナンバーを利用する業務に対する外部からの攻撃を遮断し、ネットワークや端末をインターネットから分離、②マイナンバーを利用する端末機には、生体認証装置を導入し、利用者管理を厳格化、③外部との不審な通信をいち早く検出するため、新型のファイアウォールを設置し、すべての通信ログの分析を実施するなど、総務省が求める自治体情報セキュリティ強化のための対策を講じた。

●公民戦略連携デスクを市町村へ拡大!

Q 昨年度から他府県に先駆けて「公民戦略連携デスク」を設置し、包括連携協定など企業との連携を積極的に進めているが、今年度の実績について、昨年度と比較しての状況は?

A 包括連携については、大塚製薬、関西など、損保ジャパン日本興亜、大阪地区トヨタ各社、ほかほか亭を運営するハーフスレイなどと協定を締結した。昨年度の締結件数3件に対して、今年度は10件。当該協定の個別の連携案件数は、昨年度の21件に対し、今年度は171件。

また、包括連携協定を締結していない企業との個別の連携は、平成29年2月末時点で、昨年度17件、今年度は49件。その結果、連携案件数全体は合計昨年度の38件に対して、今年度210件となる。

Q 高齢者の見守りや子育て支援など、地域に密着した取組みの連携を希望される企業も多い。前回も「公民連携に積極的な市町村へのサポート」をすべきと提案したのに対し、知事から「公民連携フォーラムなど、市町村をサポートする」旨の答弁があったが?

Q 「公民連携フォーラム」については、3月29日に開催を予定。公民戦略連携デスクの取組みを、連携企業とのパネルディスカッションなどを通じて報告し、民間企業、大学に加えて府内の市町村を対象としていく。

これ以外にも公民連携に積極的に取組む市町村をサポートしたい。

●ソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)の導入を!

Q 近年、経済産業省・厚生労働省が中心となり、SIBを導入しようという機運が高まっている。行政からすると、成果をあげたときにだけ財源が必要となるもので、余計なコストは不要。一方で、事業実施による成果に対する評価など難しい問題もあり、国内ではまだ、パイロット事業による試行段階。ところが、和泉市と高石市が、日本財団の補助金を活用したパイロット事業を始めているが、この取組みへの府の関わりは?

A 日本財団の補助金を活用した事業を行うにあたり、意向照会を行うなど府内市町村に働きかけを実施した。両市による事業成果を踏まえ、スキーム全体の検証を行った。今後は、将来の本格実施へ向けた検討を行う。

府としても、ソーシャル・インパクト・ボンドをはじめ新たな手法の研究・検討を進め、多様な手との協働をめざす。

解説 ※ソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)は、これまで行政が税金を投じて取り組んでいた社会課題に対して、民間の資金とノウハウを活用して解決しようとするもの。民間事業者において実施し、あらかじめ行政と合意した成果目標が達成された場合に、事業実施に要したコストに成果報酬を加えて、行政が事後的に支払う仕組み。

総務常任委員会 知事質問

●法定協議会の設置について

公明党府議会議員団 幹事長
八重樫 善幸

Q 昨年5月の住民投票では、僅差ではあったが大阪市を廃止し5つの特別区に再編するということに「NO」という判断を下した。

しかし、今議会に再び、法定協議会を設置するための規約案が出された。我が会派では、政令指定都市である大阪市を存続したままで、都市内分権により住民自治の拡充を図ることができる「総合区」の導入を提唱している。

新たに設置しようとしている法定協議会では、特別区設置協定書だけでなく、総合区も含めて、大阪にふさわしい大都市制度に関する協議を行うべきではないかと思うが?

A 総合区についても、さまざまな立場、角度から、この場でご議論いただければ、と考えている。



Q 前回の法定協議会では、会長や委員の選任や会長の議事運営、会議の招集について、委員から申し入れがなされるなど混乱を極めた。

しかし、今回提案されている規約案は、前回のものと基本的に同じ内容であり、仮に、協議会が設置されたとしても、これで適切で円滑な運営がなされるのが大いに懸念される。

そこで、規約案に改善の余地があるのではないかと思うが?

A 今議会に提案している規約案は、地方自治法など関係法の趣旨を踏まえるとともに、協議会が協定書を作成する執行機関であることを考慮したものであり、ご理解を賜りたい。

Q もし再び、協議会が混乱を極める事態となれば、総合区を含む新たな大都市制度の検討は停滞する。市民にも多様な意見がある中で、よりよい大都市制度を追求していくためには、総合区も含めて幅広に議論すべきである。

代表質問から

●府立高校のトイレ改修を

平成31年度までの3年間で実施!

Q 先の議会で府立学校におけるトイレ改修の今後の方向性について、知事から未改修の学校について、少しでも早く工事が実施できるよう、2月議会で短期間での実施計画をお示しますと答弁があったが、来年度のトイレ改修と今後の改修計画は?

A 知事答弁 来年度からは改修のスピードを大幅にアップさせて、改修の対象となる残りの107校の1系統のトイレについて、平成31年度までの3か年で一気に洋式化を進めることとした。平成29年度は、工事と設計あわせて55校の予算を計上したところ。生徒のみなさんが1日も早く、快適な学習環境の中で充実した毎日を過ごせるよう、早期に改修工事を実施する。

